		(京文)、大厅,古典以上的市		712 尼走弗吐-2016		R5. 3. 31現在		
区 分				子ども医療費助成制度	一人親家庭等医療費助成制度			
実施主体		市町 (中本でスの物のよう 9年 7年)	大阪 1 元	同左	1 1045	同左		
	2 知能指	害者でその等級が1・2級及び3級の者(入通院) 数が35以下と判定された者又は療育手帳の障害程度が最 度の者(入通院)	入院:小学	校6年生までの児童 校6年生までの児童 24年9月から対象拡大	1 18歳未満児(年度末児童)を扶養している一人親家庭の母又は 父及びその児童等 2 父母のない18歳未満児			
対象範囲	定された	害者でその等級が4級の者のうち、知能指数が50以下と判者又は療育手帳の障害程度が中度の者(入通院)			2			
	4 精神障	害者でその等級が1級の者(通院のみ)						
住所要件		当該市町の区域内に住所を有する		同左	同左			
所得制限		障害児福祉手当を準用		児童手当を準用 (平成24年9月から変更)		児童扶養手当(一部支給)を準用		
	医療保険各	法の規定による自己負担相当額(証明書料を含む)	医療保険	各法の規定による自己負担相当額(証明書料を含む)	医療保険各法の規定による自己負担相当額(証明書料を含む)			
対 象医療費		11級については通院分のみ、後期高齢者医療制度 関しては証明書料は助成しない。						
支給方法		償還払い・現物給付(未就学児)		同左		同左		
負担割合	県 市町	$\begin{array}{c} 1/2 \\ 1/2 \end{array}$	県 市町	$\begin{array}{c} 1/2 \\ 1/2 \end{array}$	県 市町	$\begin{array}{c} 1/2 \\ 1/2 \end{array}$		
制度開始時期		昭和48年4月1日		昭和48年10月1日		昭和53年1月1日		
府 期	S58.2.1 S59.10.1	老健法施行に伴う改正(65歳以上重度障害者要綱作成) 健康保険法の改正に伴う改正(健保本人追加)	S62.4.1	一部負担金の導入(一件400円)一部負担金の変更(一件800円)一部負担金の変更(一件900円)	S59.10.1	範囲拡大(父母のない児童) 健保本人追加 範囲拡大(18歳年度末、児童扶養手当(一部支給)限度		
	H6.10.1	健康保険法の改正に伴う改正(入院時の食事療養に係る 標準負担額を助成対象とする)	H6.10.1	健康保険法の改正に伴う改正(入院時の食事療養 に係る標準負担額を助成対象とする)	H6.10.1	健康保険法の改正に伴う改正(入院時の食事療養に係る標準負担額を助成対象とする)		
	H9.10.1	老人訪問看護療養費基本利用料を助成対象とする	H9.4.1	対象年齢の拡大(3歳未満)	H10.8.1	所得制限の変更		
	H13.4.1	助成方法の改善(領収証明方式の実施)	H9.10.1	一部負担金の変更(一件1,000円)	H13.4.1	助成方法の改善(領収証明方式の実施)		
	H13.9.1	範囲拡大(3級)、所得制限の導入、標準負担額助成の制限	H11.4.1	一部負担金の変更(一件1,060円)	H13.9.1	範囲拡大(父子家庭の父及びその児童)、所得制限の変 更、標準負担額助成の制限		
	H16.4.1	療育手帳の障害程度を資格認定に追加	H13.4.1	助成方法の改善(領収証明方式の実施)	H17.9.1	所得制限の変更		
事業の沿 革		所得制限の変更	H13.9.1	所得制限の導入、一部負担金の廃止、標準負担額 助成の制限	H20.9.1	入院時の食事療養に係る標準負担額助成の廃止		
	H20.9.1	範囲拡大(精神1級通院)	H15.9.1	対象年齢の拡大(4歳未満)				
	H20.9.1	入院時の食事療養に係る標準負担額助成の廃止	H17.9.1	所得制限の変更				
			H18.9.1	入院のみ義務教育就学前児童までに対象範囲を拡 大				
			H20.9.1	通院の対象範囲を義務教育就学前児童までに対象 範囲を拡大				
			H20.9.1	入院時の食事療養に係る標準負担額助成の廃止				
			H24.9.1	対象年齢の拡大(小学校6年生まで) 所得制限の変更(児童手当法の改正により、児童手 当特例給付の所得制限から児童手当の所得制限に 変更)				
				久又 <i>[</i>				

福祉医療費助成制度 改正の流れ(1)

	区分		Ī	制度内容	改正内容														
		対		象	者	f 6	58歳、69歳の老人			健保	本人	新国				年齢表現	一部負担	一部負担	一部負担
	- 1			-		1 7	老人福祉法施行令 第2条に定める額	国民年金法 第5条の4第2 第6条の4第1 める額	項又は			に伴う (制度	施改内更更な			等整理(制度内容に変更なし)	金の変更 8,000円 から	金の変更 (計算方法)	金の変更 (計算方法)
老人医療费		自	2	負	負 担	7	医療保険各法の規 定による自己負担 相当額が	入院のみ2ヶ月 1日200円を加		-				8,00	00円		10,000円		
費							① 6,000円以上の 場合は3,000円												
							② 6,000円以下の 場合はその1/2 の額												
	_		_	_	月日		55年1月1日	S58.2.			10.1		.4.1		.2.1	H2.4.1	H4.2.1	H9.10.1	H13.1.1
		対	Î	象	者	Î	① 身体障害者で その等級が1,2 級の者	左記の障害男 えた老人保備 療)の対象者 成	建法(医		本人	養費	に係る 額を助	5標準	養費	訪問看護療 基本利用料 成対象とす			
障							② IQが35以下と 判定された者												
がい者医療費							③ 身体障害者で その等級が3,4 級の者のうちI Qが50以下と 判定された者												
	-	所	得	:	1 個	Į.	なし												
	ŀ				1 担	+	なし												
	ŀ	実施年月日 48年4月1日		48年4月1日	S58.2.1		S59.	S59.10.1 H		I6.10.1 I		H9.10.1							
一人		対	Î	象	者	1	母子家庭の母及び 養務教育終了前の 児童	父母のない義 終了前の児童 る	務教育 ፪を加え	健 保追加	本人	から1		度末	養費	時の食事療 に係る標準 額を助成対 ⁻る。	を平成9年 度児童扶 養手当所		
親家		所 得 制 限 所得税非課税世		听得税非課税世帯										得制限額に相当する					
庭等医療費		自	己	負	負担	1	なし			±		扶養	所得制限を児童 扶養手当法施行 令に定める額と する。				額とする。		
		実力	施	年	月日	ı	53年1月1日	S58.4.	1	S59.	10.1		H5.4.1	1	I	H6.10.1	H10.8.1		
		対	-	象	者	î 2	2歳未満の乳幼児							時の食		一部負担 金は4年4	3歳未満の	一部負担 金の変更	一部負担 金の変更
	- 1				训修	- 1	なし									金は4年4 月1日の改	孔列冗	金の変史	金の変史
乳分		自	2	己 負 担 なし 入院、入院外 一部 とも1ヶ月につ の変き400円		の変更	金の変		負担象と変更 900円		とする。		正法ととたってに法ととたってになった価で更になった価で更いている。このでは、一次のので、一次のので、一次のので、一次のので、一次のので、一次のので、一次のので、一次のので、一次のので、一次ので、一次		1,000円	1,060円			
幼児医療費		字:			ПП		48 /F 10 F1 D	CEO 4 1	C60	4.1	U/A	<i>A</i> 1	ī	J6 10	1	5,6年度 1,000円 7年度 1,010円 8年度~	Н 0 4 1	Но 10 1	H11 4 1
	天旭年		施年月日 48年10月1日			40十10月1日	S58.4.1	.4.1 S62.4.1 H4		.4.1	H6.10.1		1,020円	H9.4.1	H9.10.1	H11.4.1			

											令和5年3月31日現任
区分								改正内	容		
	対	象	者		一部負担金						
	所	得制	限	市町村民税非課税世帯に属するも	の変更	And the trick of					
				Ø		制度廃止					
					3,000円	(経過措置あり)					
					から	(程題相直めり)					
老人	自	己負	担		3,200円						
医					^						
療費											
具											
	実力	施年月	日目	H13年9月1日	H14年4月1日	H15年8月31日					
	対	象	者	① 良体院宝老云云の祭祭が1.9年	1	宇孝ポスの際	CTL J.S			① 身体障害者でその等級が1,2	
				身体障害者でその等級が1,2級 及び3級の者	身体障害者でその等級が 1,2級及び3級の者 ② IQが35以下と判定された者 又は療育手帳A(最重度・重 度)を保有している者					級及び3級の者	
										② IQが35以下と判定された者	
				2						又は療育手帳A(最重度・重 度)を保有している者	
				IQが35以下と判定された者						(a)	-
										身体障害者でその等級が4級 の者のうちIQが50以下と判定	
障				③ 身体障害者でその等級が4級の	③ 身体障	害者でその等級	きが4			された者又は療育手帳B(中	
がい				者のうちIQが50以下と判定され	級の老のうた[〇が50円 下レ					度)を保有している者	
者				た者						④ 精神障害者でその等級が1級	
医療費								nh-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1		の者(通院のみ)	
	所	得制	服	障害児福祉手当+80万円				障害児福祉手当			
		- <i>-</i>	Les.	なし (標準負担については、市町村民税							
-	Ħ	己負	担	非課税世帯で減額認定されている者							
				に限る)						入院時の食事療養に係る標準負	
	対1	対象医療費								担額助成の廃止	
	実力	施年月	日目	H13年9月1日	H1	6年4月1日		H17年9月1日		H20年9月1日	
	対	象	者	①18歳年度末未満児を扶養している							
				一人親家庭の母又は父及びその児							
				童等 ②父母のない18歳年度末未満児							
_				②又母v//sv ·10 敞牛及木木側允							
人親				児童扶養手当(一部支給)+80万円				児童扶養手当(-	一部支給)		
家	自	己負	田	なし (標準負担については、市町村民税							
庭等				非課税世帯で減額認定されている者							
医				に限る)							
療費										1 時代の全事成業)を成り無準点	
- 1	م علمات	4 E d	l= alb.							入院時の食事療養に係る標準負 担額助成の廃止	
	刈	象医病) 資力								
	宝力	施年月	1 П	H13年9月1日				H17年9月	118	H20年9月1日	
				0-15-1-12-12-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-	4	/ L IB			入院:就学前の乳幼児	# 20 mm / 1 mm	上台拉C左上去云
		対象者		3歳未満の乳幼児	4歳未満の乳				通院:4歳未満の乳幼児	就学前の乳幼児	小学校6年生まで
子		所得制限自己負担		児童手当(特例給付)+80万円			児童	手当(特例給付)			児童手当
ども	自			なし (標準負担については、市町村民税							
$\overline{}$				非課税世帯で減額認定されている者							
乳幼				に限る)							
児											
)医										1 時味の食事味等に広ッ年光を	
療										入院時の食事療養に係る標準負 担額助成の廃止	
費	対1	象医病	大費								
1	実力	施年月	1日	H13年9月1日	H15⁴	F9月1日	I	H17年9月1日	H18年9月1日	H20年9月1日	H24年9月1日